



特別職3名の給料月額を削減 (市長80%、副市長・教育長50%削減)

概要説明

新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響を鑑み、市長、副市長及び教育長の令和2年5月分の給料月額50%の減額措置を行う「市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例」が、四條畷市議会4月臨時議会(4月30日開催)にて可決されました。

■ 減額の詳細

対象	改正前 給料月額	減額率		減額	改正後 給料月額
		今回	着任時		
市長	920,000円	今回	△50%	△460,000円	184,000円
		着任時	△30%	△276,000円	
副市長	790,000円		△50%	△395,000円	395,000円
教育長	730,000円		△50%	△365,000円	365,000円

※ 市長は、2017年1月の着任時より既に30%減額を実施しており(「市長の給料及び退職手当に関する特別措置条例」、今回の減額割合を合わせ80%の削減(736,000円の減額)となります。

<市長コメント>

新型コロナウイルス感染症の拡大に対する市民生活への影響に思いを致し、より住民に寄り添った行政運営を行いたく、今回の措置を行いました。引き続き、感染症拡大防止をはじめ、切れ目のない支援等に全庁を挙げ、迅速に対応をしてまいります。

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)

総務部人事室 担当：溝口(内線753)、川上(内線324)